

運 免 第 1 1 5 8 号  
令 和 3 年 3 月 1 9 日

交 通 部 内 所 属 長 殿  
各 警 察 署 長

運 転 免 許 課 長

運転免許証の暗証番号の運用に係る留意事項について

運転免許証の暗証番号の運用については、「ICカード免許証の暗証番号の運用に係る留意事項について」（平成31年4月23日付け運免第117号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、運転免許証のICチップに記録された情報を民間等において読み出すためには、運転免許証読取り装置において、暗証番号1（「本籍」及び「顔写真」を読み出す場合は更に暗証番号2）を入力する必要があるところ、暗証番号を失念している者が多く、このことが、民間等における運転免許証のICチップの利活用が進まない要因とされています。

また、運転免許証読取り装置については、現在、複数の民間企業が開発し、販売を開始しており、これら読取り装置を利用して、銀行口座開設時、カーシェアリング利用時等における本人確認の実証実験が行われてきたが、暗証番号を失念している者が多いことから、本格的な運用まで至っていないところです。

このことから、民間等における運転免許証のICチップのさらなる利活用を促進するため、暗証番号1の設定について簡素化を図るべく、暗証番号の運用を別添のとおりとすることとしましたので、事務処理上誤りのないようお願いします。

なお、旧通達は廃止します。

担当：運転免許課免許係

## 別添

### 運転免許証の暗証番号の運用に係る留意事項

#### 1 暗証番号の設定

##### (1) 暗証番号の作成

###### ア 暗証番号 1

暗証番号 1 については、券面に記載されている免許番号のうち、赤色斜線が施されている 4 桁の番号（以下「券面抽出番号」という。）とすること。

###### イ 暗証番号 2

被交付者本人のみが知り得る 4 桁の秘密番号とすること。

###### ウ 暗証番号の選定

暗証番号 1 及び暗証番号 2 については、前記ア及びイに示す番号を選定させることを原則とするが、最終的には、暗証番号 1、暗証番号 2 ともに被交付者本人が自由に選べることとする。

また、新規交付は、暗証番号を申告させる前に被交付者に免許番号を通知することが困難なことから、同様に被交付者本人が自由に選べることとする。

##### (2) 暗証番号の申告

運転免許申請、運転免許証再交付申請、運転免許証更新申請及び運転免許証記載事項変更届（生年月日のみ）の申請者（以下「申請者」という。）に暗証番号を申告させる方法は、各種申請時に作成する申請書（以下「申請書」という。）の暗証番号申告欄等によることとし、当該申請者以外に暗証番号を知られることのないようにすること。

##### (3) 運転免許証交付時の暗証番号の確認

申請者に、ICチップに記録された本籍及び暗証番号を確認させるため、別紙 1「本籍・暗証番号通知書」を確実に交付するとともに、暗証番号の失念を防止するため、大切に保管するよう教示すること。

##### (4) 避けるべき暗証番号の確認

推測されやすい生年月日、電話番号等から選び出すことを避けるとともに、キャッシュカード、クレジットカード等の暗証番号と異なる暗証番号の設定を教示すること。

##### (5) 暗証番号の設定に消極的な申請者への対応

申請書に暗証番号を記入しないなど暗証番号の設定について消極的な被交付者に対しては、読取り装置を至近距離（約10センチメートル）まで近づけることにより ICチップに記録された情報を読み取られる、いわゆる

「スキミング」対策として、暗証番号を設定することの重要性を説明し、暗証番号を設定させるように努めること。

十分な説明を行ったにもかかわらず、暗証番号の設定を拒否する申請者には、別紙2「申立書」に記名させ、その旨を明らかにしておくこと。

なお、申立書への記名を拒否した場合は、別紙3「申立書記名拒否事案発生報告書」を作成し、その状況を明らかにしておくこと。

## 2 暗証番号の運用

### (1) 暗証番号の照会

暗証番号の照会については、本人確認及び運転免許証の真偽確認（以下「本人確認等」という。）が必要であるため、照会者自らが照会窓口に運転免許証を持参する必要がある。

したがって、本人以外の代理人による照会や本人確認ができない電話による照会に対しては、絶対に回答しないこと。

#### ア 運転免許証の住所地が本県の場合

本人確認等を確実に実施した上で、免許台帳ファイリングシステムで照会し回答すること。

なお、警察署に照会があった場合は、運転免許課免許係に照会し対応すること。

#### イ 運転免許証の住所地が他都道府県の場合

本人確認等を確実に実施した上で、他都道府県の免許業務担当窓口に直接照会し対応すること。

### (2) 暗証番号の閉塞寸前の状況への対応

暗証番号は3回続けて誤入力すると閉塞するが、2回まで続けて誤入力しても1度正確な入力を行うと、閉塞の条件はクリアされ、その後は再び3回続けて誤入力しなければ閉塞しないという設定となっている。

このため、警察庁では、市区町村又は民間の窓口において、運転免許証保有者が暗証番号を2回誤入力した場合で、かつ、正確な暗証番号の入力に自信がないような場合においては、当該保有者に対し閉塞の可能性があることを説明した上で、警察に暗証番号の照会を勧めるよう、これらの窓口に対して情報提供している。

本県警察にあっては、暗証番号の照会受理時に、本人確認等を実施した上で誤入力の履歴の有無を聴取し、暗証番号を回答するとともに、

- 追記装置が整備されている窓口にあっては、警察官等が当該追記装置を操作することにより
- 被交付者用の読取り装置（来庁者自らが暗証番号を入力するもの）が整備されている窓口にあっては、被交付者に正しい暗証番号を入力させ

ることにより

閉塞寸前の状況の解除を行うよう措置すること。

(3) 暗証番号閉塞解除申請への対応

暗証番号の閉塞解除に関する問い合わせがあった場合は、追記装置のある窓口で解除できる旨教示すること。

暗証番号の閉塞解除を受け付ける際は、まず券面の写真により本人の確認を行うとともに、追記装置で I C チップに記録された顔写真を読み取り、券面の写真と一致することを確認し、閉塞解除に対応すること。

また、免許業務担当者不在時も適切に対応できるよう、代理の担当者に対しても教養を徹底すること。

(4) 暗証番号を第三者に知られるおそれが生じた場合の運転免許証の再交付

被交付者が暗証番号を記載したメモ用紙を紛失した場合等、暗証番号が不特定多数の者に知られるおそれが生じた場合は、I C チップに記録された情報の保護が図られず、運転免許証としての効用を害する状態にあることから、道路交通法第94条第2項に規定されている「き損」にあたるものと解されるので、同項の規定による再交付に応じること。

3 広報等の推進

(1) 運転免許証交付時の教示事項

運転免許証の交付時において、被交付者に対し、口頭説明、掲示物の活用により、以下の事項を周知すること。

ア 暗証番号の設定の趣旨

スキミングを防止するため、暗証番号の設定が必要であること。

イ 暗証番号1及び暗証番号2で読み出せる情報

暗証番号1では、顔写真以外の運転免許証の券面記載情報を、暗証番号2では本籍と顔写真を、それぞれ I C チップから読み出せること。

ウ 暗証番号の選定方法

暗証番号については、前記1(1)に示すとおり、暗証番号1については券面抽出番号を、暗証番号2については被交付者本人のみが知り得る番号を選定することを原則としつつ、最終的には、暗証番号1も暗証番号2も被交付者本人が選べること。(別紙4「広報用資料例」参照)

エ 暗証番号の選定に係る留意事項

運転免許証に設定する暗証番号は、生年月日、電話番号等の推測されやすい番号や、キャッシュカード、クレジットカード等の暗証番号とは異なる暗証番号を選定することが望ましいこと。

オ 暗証番号の活用の可能性

市区町村又は民間の窓口で本人確認書類として運転免許証を使用する

場合、暗証番号の入力が必要となる場合があること。

カ 暗証番号の閉塞の条件

3回続けて誤入力すると、その後正しい暗証番号を入力しても電磁的記録を読み出すことはできなくなる。この状態を解除するためには、本人確認等が必要であることから、閉塞解除申請者自らが閉塞解除が可能な警察機関に運転免許証を持参する必要があること。

キ 本籍・暗証番号通知書の適切な保管

暗証番号の失念を防止するため、本籍・暗証番号通知書を大切に保管すること。

(2) 暗証番号照会・閉塞解除窓口の広報

別紙5「広報用資料例」を参考に(1)アの事項とともに、暗証番号照会窓口及び暗証番号閉塞解除窓口の場所、取扱時間、電話照会先等を広報すること。

(3) 暗証番号1を券面抽出番号とする場合の影響

暗証番号1を券面抽出番号とする場合、別紙6の表「暗証番号1を券面抽出番号とする場合の影響」に示すとおり、スキミング対策、偽変造対策等の有効性に影響がないと考えられることから、被交付者に説明する際の参考とすること。

(4) 運転免許証を活用している団体、企業等への広報

運転免許証を活用して本人確認等を行っている団体、企業等に対して、暗証番号1については、券面抽出番号を推奨していることを広報すること。

4 留意事項

更新窓口等で説明する時には、最終的に暗証番号1も暗証番号2も被交付者本人が自由に選べることに配慮し、誤解を与えないように説明すること。

本籍・暗証番号通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

ＩＣチップに次のように登録しました。

本籍 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

暗証番号 1 〇〇〇〇

暗証番号 2 〇〇〇〇

免許証の記載内容に誤りがないかを確認  
してください。この用紙は免許証と別に  
保管してください。

別紙 2

も う し た て し よ  
申 立 書

あ お も り け ん こ う あ ん い い ん かい どの  
青 森 県 公 安 委 員 会 殿

た び う ん て ん め ん き よ し ょ う  
この 度、運 転 免 許 証 の

し ん せ い  
申 請

へ い き し ん せ い  
併 記 申 請

こ う し ん し ん せ い  
更 新 申 請

さ い こ う ふ し ん せ い  
再 交 付 申 請

き さ い じ こ う へ ん こ う と ど け  
記 載 事 項 変 更 届

て つ づ あ ん し ょ う ば ん ご う せ つ め い う ふ り え き う  
手 続 き に あ た り、暗 証 番 号 の 説 明 を 受 け、不 利 益 を 受 け る

か の う せ い り かい  
可 能 性 は 理 解 し ま し た が、

わ た く し あ ん し ょ う ば ん ご う し ん こ く せ っ て い  
私 は、暗 証 番 号 は 申 告 (設 定) い た し ま せ ん。

ね ん が つ に ち  
年 月 日

し め い  
氏 名

別紙 3

年 月 日	
青森県警察本部長 殿	
長	
申立書記名拒否事案発生報告書	
<p>運転免許証の暗証番号の設定を拒否する「申立書」への記名を拒否した事案について、次のとおり報告します。</p>	
日 時	年 月 日 時 分
場 所	
対象者の 氏名及び住所	氏名
	住所
対象者の状況	
対応状況	
その他参考事項	
取 扱 者	官職 氏名



## 運転免許証の暗証番号の選び方について

### ○ 暗証番号の必要性

券面記載の有無	ICチップに記録されている情報	読み出しに必要な暗証番号
券面に記載されている情報	免許証の番号	暗証番号1
	免許の年月日	
	交付年月日	
	有効期間の末日	
	免許の種類	
	氏名	
	住所	
	生年月日	
	免許証の色区分	
	免許の条件	
	公安委員会名	
顔写真	暗証番号2	
券面に記載されていない情報		本籍

ICチップに記録されている情報を本人の同意なしに読み取られること（スキミング）を防止するために、暗証番号を設定する必要があります。

### ○ 暗証番号 1 は、券面記載情報を読み出し

暗証番号 1 は、券面に記載されている情報しか読み出せないのので、券面に記載されている運転免許証番号を利用することが便利です。



赤色斜線が施されている 4 桁の番号

第 012345678900 号

### ○ 暗証番号 2 は、顔画像と本籍を読み出し

暗証番号 2 は、顔写真のほか、券面に記載されていない本籍を IC チップから読み出します。本籍情報は、提供する相手を見極めてから提供できるよう、暗証番号 2 は、本人しか知り得ない秘密番号を設定しましょう。また、暗証番号 2 は、推測されやすい生年月日、電話番号等から選び出すことを避けるとともに、キャッシュカードやクレジットカードなどの暗証番号とも異なる番号にしましょう。

### ○ ICチップに記録されている情報の確認

ICチップに記録されている情報は、青森県運転免許センター、弘前、八戸、むつ自動車運転免許試験場に設置されている読取り装置を使用して、自由に読み出し確認することが可能です。

- 問い合わせ先 青森県警察本部 交通部 運転免許課免許係  
017(782)0081

## 運転免許証の暗証番号の取扱いについて

## ○ 暗証番号を忘れないよう暗証番号の記録紙を大切に保管しましょう。

運転免許証の暗証番号は、ICチップ内のデータを読み取る時に必要なものです。

市区町村や銀行など民間の窓口において、運転免許証を身分証明書として活用する場合に、暗証番号の入力が必要な場合があります。

暗証番号を忘れないよう、運転免許証交付時にお渡しした暗証番号の記録紙を大切に保管してください。

## ○ 暗証番号を忘れた場合、警察に照会できます。

運転免許証の暗証番号を忘れた場合は、次の場所で照会できます。

回答のためには、本人確認が必要ですから、運転免許証を持参してください。代理は認められません。

- ・ 青森県運転免許センター、弘前、八戸、むつ自動車運転免許試験場
- ・ 県内の警察署

※ 取扱時間 平日 8:30～17:00

## ○ 暗証番号の入力を3回続けて間違えるとデータを読み出すことができなくなります（暗証番号の閉塞といいます。）。

暗証番号の入力を2回続けて間違えた場合で、暗証番号を忘れた場合は、警察に照会しましょう。

正しい暗証番号を入力すれば、閉塞の条件がクリアされますので、照会の時に、出向いた警察施設において、来場者用の読取り装置がある場合は、正しい暗証番号を入力してください。

また、暗証番号を3回続けて間違え、データが読み出せなくなった場合は、次の場所で解除できます。

解除を申請する場合は、本人確認が必要ですから、運転免許証を持参してください。代理は認められません。

- ・ 青森県運転免許センター、弘前、八戸、むつ自動車運転免許試験場
- ・ 県内の警察署

※ 取扱時間 平日 8:30～17:00

- 問い合わせ先 青森県警察本部 交通部 運転免許課免許係  
017(782)0081

検討項目	有効性への影響	理由
スキミング対策	影響なし	スキミングを企図する者に暗証番号1を窃取されない限り、暗証番号1を券面抽出番号とした場合でも、従来どおり本人しか知り得ない秘密番号とした場合でも、スキミング対策の有効性に差異はない。
偽変造検証 (券面記載事項とICチップ記録情報の照合による検証)	影響なし	券面記載事項とICチップ記録情報が同じであることの確認をもって、真正性の判定を行うことから、偽変造検証の有効性は、暗証番号1の設定方法に依存しない。
偽変造検証 (電子署名検証による偽変造検証)	影響なし	電子署名検証をもって、真正性の判定を行うことから、偽変造検証の有効性は、暗証番号1の設定方法に依存しない。
入力支援	影響なし	ICカード免許証保有者が、民間企業の各種端末等において、本人の氏名等を入力する際、ICチップの記録情報を読み込ませることにより、入力作業の省力化を実現することができる。この入力支援の作業効率、暗証番号1の設定方法に依存しない。
民間発行カードの暗証番号との関連性	影響なし	暗証番号1を券面抽出番号とすることで、キャッシュカード、クレジットカード等の民間発行カードで設定している暗証番号との非関連性を確保できる。
本人確認	影響なし	本人確認においては、被確認者の顔と券面顔写真との照合により、本人判定を行うことから、本人確認の有効性は、暗証番号1の設定方法に依存しない。 また、暗証番号1は、従来どおり本人しか知り得ない秘密番号であるという前提では、暗証番号1を正しく入力できるという要件のみをもって、本人判定を行う本人確認方式も想定できるが、なりすましを防止する観点では、同方式は望ましくなく、さらに、同方式を採用している団体・民間企業も、現在のところ確認されていない。